

鳥取県担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県担い手確保・経営強化支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、総合的なTPP関連対策大綱（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）に即し、農産物の輸出の取組など意欲的な取組による付加価値額の拡大など経営発展に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組む担い手を支援することにより、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）について同表の第4欄に定めるところにより算定した額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額について、別表の第4欄に定めるところにより算定した額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。）への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号とする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変

更後の額とする。以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、第3条第1項に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表第5欄に定める変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第5欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(遂行状況の報告)

第10条 補助事業者は、本補助金の交付の決定があった年度の第3・四半期の末日現在において、様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
 - 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。
また、補助事業者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年5月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第12条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（間接的な財産処分の承認）

第13条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。この場合において、第5条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、処分について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

（収益納付）

第14条 補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（提出書類について）

第15条 規則及びこの要綱並びに実施要綱の規定により提出する書類は、所管の地方事務所

(東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。)の長に提出するものとする。

2 前項の規定により書類の提出を受けた地方事務所の長は、当該書類の写しを農林水産部長に送付するものとする。

(雑則)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月7日から施行する。

この要綱は、平成30年3月27日から施行する。

この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

この要綱は、令和4年3月18日から施行する。

別表（第3条、第8条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 間接補助額	5 重要な変更
1 融資 主体型補 助事業	実施要綱別記第1の4 の（1）のイの助成対象 者	実施要綱別記第1の 4の（1）のウの助成 対象となる事業（当該 事業に要する経費につ いて実施要綱別記第1 の4の（1）のエに掲 げる融資機関からの融 資（以下「プロジェク ト融資」という。）を 活用するものに限 る。）に要する経費	事業実施主体ごと の第3欄に掲げる経 費に2分の1を乗じ て得た額。 ただし、次のいづ れか低い額を限度と する。 （1）第3欄に掲げ る経費のうちの融資 額 （2）第3欄に掲げ る経費から融資額及 び地方公共団体等 による助成額（農業 関係機関が実施する 助成事業等の本事業 に関連する助成金を 含む。）を控除して 得た額	補助金の増 額

様式第1号(第4条、第11条関係)

年度鳥取県担い手確保・経営強化支援事業計画(報告)書及び収支予算(決算)書

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙のとおり

(実施要綱別記第1の6の(1)に定める担い手確保・経営強化支援計画書(別紙様式第1号)を別紙として添付すること。)

3 経費の配分

単位:円

区分	事業費 G=A+B+C+D+E+F	負担区分						備考
		国費 A	県費 B	市町村費 C	その他 D	事業実施主体負担経費		
						融資 E	自己負担 F	
1 融資主体型補助事業								〇〇経営体 除税額 うち国費
計								円 円

4 事業完了(予定)年月日

年 月 日

5 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 融資主体型補助事業			円	円	
計					

注) 1 本様式を報告書及び決算書とする場合は、5を収支精算とし(1)、(2)は本年度精算額及び本年度予算額を記載する。

2 事業内容に変更があった場合は、変更前を上段()書きし、変更後を下段に記載する。

6 他の補助金の活用の有無(有・無)

(1)活用する補助金名
(2)事業内容
(3)当該補助金に係る問い合わせ先

注) 1 他の補助金の活用の有無について「有」「無」のいずれかに○を記載すること。

2 「有」の場合は、(1)～(3)の内容を記載すること。

3 (3)は、補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先を記載すること。

7 消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)

*該当するものに丸をすること。

8 その他

(1)補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。
(2)今後、当該建物(設備、備品を含む)に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

9 添付書類

(1)事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し(実績報告書の場合に限る。)

(2)事業費の詳細が分かる資料(見積書、竣工图等)

(3)財産管理台帳(様式第5号、実績報告書の場合に限る。)

様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取県担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付決定通知書

年 月〇〇日付第〇〇号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県担い手確保・経営強化支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

区 分	交付対象経費	交付決定額
1 融資主体型補助事業	円	円

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱（平成28年3月7日付第201500164313号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。）及び担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。）の規定に従わなければならない。

職 氏 名 様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取県担い手確保・経営強化支援事業費補助金遂行状況報告書

〇年〇月〇日付第〇〇号で交付決定通知のあった鳥取県担い手確保・経営強化支援事業費補助金について、鳥取県担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

1 事業遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		出来高事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
融資主体型補助事業	円	円	%	円		

2 事業開始年月日 年 月 日

番 年 月 日
号

職 氏 名 様

職 氏 名



〇〇年度鳥取県担い手確保・経営強化支援事業仕入控除税額確定報告書

〇年〇月〇日付第〇〇号により交付決定通知のあったこの事業について、鳥取県担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第11条の4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 鳥取県補助金等交付規則第18条の補助金の額の確定額
(〇年〇月〇日付第〇〇号による額の確定通知) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |
| 5 | 当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[] | | |
| 6 | 当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[] | | |

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

財 産 管 理 台 帳

助成対象者名 _____

地区名	地区	事業実施年度	年度		農林水産省所管補助金名		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要		
事業種類	事業の内容				工期		総事業費	負担区分			耐用年数	処分制限年月日	承認年月日		処分の内容	
	事業種目 (事業細目)	事業実施主体	工種構造施設区分	施行箇所又は設置場所	事業量	着工年月日		竣工年月日	国庫補助金	自己資金						その他
															・市町村費 円 ・融資 円	
	小計						0	0	0	0						
	(消費税相当額)															
	合計						0	0	0	0						

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸し付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に替えることができる。